

欧州(ドイツ・オランダ・イギリス)における公共工事代金の支払方法 (調査報告)

国土交通省国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター建設システム課長

みぞぐち ひろき
溝口 宏樹



はじめに

諸外国の公共工事では、わが国とは異なり、出来高に応じて部分払を行う方式が一般的といわれている。そこで、わが国の公共工事への適用の参考にすることを目的とし、欧州各国(ドイツ、オランダ、イギリス)の公共工事における代金支払、契約、検査等の方法について、国土交通省国土技術政策総合研究所等において現地ヒアリング等による実態調査を行い、その結果をとりまとめたので報告する。



調査対象の国・機関等

現地調査は、平成14年1月13日～1月25日の日程で3カ国の9機関等を対象に実施した(表1)。



公共工事契約の形態

ドイツ・オランダにおける公共工事契約は、一部にデザインビルド契約方式(請負者が設計および施工の両方を行う)も行われているが、現時点では日本の主な公共工事と同様に、建設工事を単独で発注する契約形態が主流となっている。

一方、イギリスではPFI、ターゲットプライスコントラクトおよびプライムコントラクトと呼ば

表 1 調査対象の国・機関等

国名	訪問先機関名
ドイツ	連邦交通建設住宅省 建設都市計画局 Federal Ministry of Transport, Building and Housing
	(社)ドイツ建設業中央連合会(HDB) Hauptverband der Deutschen Bauindustrie e.V.
オランダ	運輸水利省 公共事業水資源管理局 Ministry of Transport, Public Works and Water Management
	デルフト工科大学 建設マネジメント研究室 Delft University of Technology
	運輸社会資本情報技術センター Information and Technology Centre for Transport and Infrastructure(CROW)
	ハイマンス社(建設会社) Heijmans Infrastructuur en Milieu
イギリス	政府商務室(OGC)資産・建設課 Office of Government Commerce
	環境庁 Environment Agency
	レディング大学 建設マネジメント学部 University of Reading

れる新たな契約方式が主流を占めはじめ、建設単独契約は「伝統的契約(Traditional Contract)」と呼ばれるに至っている。わが国の公共工事は建設単独契約が大多数を占めており、本調査では伝統的契約の契約・支払方式等を中心に調査を行った。

ドイツ・オランダ・イギリス(伝統的契約)の公共工事契約においては各国ともに標準契約約款が制定されており、いずれの契約方式でも単価契約が通常である(表2)。

表 2 各国の主な契約・支払方法

	日 本	ド イ ツ	オランダ	イギリス
主な契約方法	総価契約	単価契約	単価契約	単価契約 (デザインビルド方式は総価)
主な支払方法	前払40% 完成時60% 請負者は、部分払または中間前払の20%の選択が可能	2～3週間ごとの出来高払 (VOBには「できる限り短い期間」とある) 前払金なし (VOBに制度はあるが、あまり用いられない)	4週間ごとの出来高払 (RAWに「4週間ごと」とある) 前払金なし (RAWには、前払制度がない)	毎月の出来高払 (ICEに「毎月」とある) 前払金なし (ICEには、前払制度がない)

(参考) 日本道路公団：総価単価契約/3カ月ごとの出来高払・前払金40%
台湾：単価契約/毎月の出来高払・前払金0～30%

単価契約では、数量明細書に従って請負者が提示する工種ごとの単価が契約対象であり、それらの単価と発注者が与える概算数量を掛けて得られる金額の総額が入札額となる。これはいわば暫定的な工事数量であって最終的な支払金額は契約単価と最終数量によって再計算される。仕様、工法あるいは工事量の著しい増減等により、契約単価の見直しが必要となる場合に契約変更が行われる。

一方、日本の公共工事では総価契約が一般的に用いられている。この契約では請負総額が契約対象であって、工事費を構成する各工事単価には契約上の拘束力がない。したがって、総額が変わる場合には数量増減の大小を問わず契約変更が必要となる。

調査3カ国では、工事単価が発注者と請負者で合意されている点、および数量の増減が大きくなければ契約変更なしに支払額が確定される点で、わが国の契約方式と比べスムーズに部分払を実行できる契約方式となっている。



4 工事代金の支払方法

(1) 前払金・中間前払金

調査3カ国では、公共工事において日本で支払われているような前払金、中間前払金が支払われることはほとんどない。支払とは成果(行われた工事)に対する対価という考えが各国にあり、ま

た、契約時に請負者が履行保証として発注者へ資金を預託する例もあり(ドイツ、オランダ)、日本とはかなり状況が異なる。

なお、ドイツでは、前払が行われることはほとんどないが、VOB(契約約款)には前払に関する規程は存在する。その中で前払金はヨーロッパ中央銀行貸出金利プラス1%の金利付きで返済すると規程されており、前払というよりも着工前に請負者へ行う有利子資金の貸付けと考えられる。

(2) 部分払

調査3カ国ともに工事の出来高に対して2週間～1カ月間隔で部分払が実施されている。工事の出来高以外にも工場製品の現場搬入や材料の購入に対しても部分払が行われることが多い。

オランダ、イギリスでは支払間隔が標準約款等で定められており、オランダではRAWにおいて4週間ごと、イギリスではICE約款において1カ月ごとと規程されている。ドイツではVOBにおいて支払間隔を「出来る限り短い期間区分で行われるものとする」と規程されており、契約書に期間を明記しないことも多いが、実際の支払は2～3週間ごとに行われることが多い。

(3) 履行保証・留保金

履行保証制度は調査各国で異なり、ドイツでは「契約金額5%を預託または銀行保証あるいは各部分払からの留保金(10%)」のいずれか一つを選択、オランダでは「契約金額5%を預託または銀行保証」のいずれかの選択である。イギリスでは現在「契約金額5～10%のボンドならびに各部分払からの留保金(3～5%)」の両方が適用されているが、保証機関に支払われる保証料を節約することによる間接費の削減やキャッシュフローの改善を目的として、ボンド・留保金の両方を廃止し親会社保証へ移行することが検討されている。

日本においては、「契約金額10%等の履行保証および部分払からの留保金(10%)」に加え、前払が行われるために前払金保証が適用されており、調査各国と比較して手厚い保証といえよう。

(4) 下請への支払

調査3カ国ともに、発注者から元請への支払と同様に、元請から下請への支払も部分払が一般的であり、現金により支払われている。発注者は元請から下請への契約（支払）に関与しないことが原則となっているが、イギリスにおいては下請への支払が元請への支払より「2～3カ月遅れることも多い（レディング大学）」ことも指摘されており、イギリス防衛省では下請への支払証明の提出を次回元請への支払の条件にするなど、建設業界内のキャッシュフローの改善に取り組んでいる。

5 検査および現場監理体制

部分払のための書類作成等の事務処理に対して、各国の発注者および請負者ともに負担を感じるとの意見は少数であった。

理由としては、作成書類が少ないことがまず挙げられる。国により作成される書類の種類は異なるが、出来高を証明するための数量計算書が作成

され、日報等の施工管理書類を用い出来高が確認されている。一方、工事写真は義務としてではなく自主的に記録として撮られている。また、品質管理は日常管理業務の一環として行われており、部分払にあわせて書類検査を行うわけではない。

次に、現場管理の体制が挙げられる。部分払に関する発注者、請負者あるいは第三者機関で、実質的な支払の判断者について模式的に表したものが図1「部分払に際しての出来高検査・支払に際しての役割」である。日本のように監督職員と検査職員を別々においている例は調査3カ国では見られない。日本では、発注者側の日常の工事監督は監督職員により行われるが、支払検査は別の検査職員が実施するよう予決令（第101条の7）で定められている。一方、調査各国では検査職員を別に任命することはなく、監督職員の責任により部分払が行われている。

調査3カ国の品質検査体制は「QA/QCシステムに基づく検査（イギリス）」「ISO9000による品質管理を要求（オランダ）」や「常勤の監督官の

結果が信頼され、その署名が重要（ドイツ）」であり、品質を各工程・過程において常時管理することに重点がおかれ、第三者機関であるエンジニア（イギリス）や発注者監督職員（ドイツ、オランダ）が検査に対する責任を有している。

ただし、完成検査については、「本省から他の職員が来て検査を行う（ドイツ連邦交通建設住宅省）」や「支払が数カ月後となる場合もある（オランダ運輸水利省）」にあるように部分払時とは異なった仕組みにより検査が行われている。

図 1 部分払に際しての出来高検査・支払に際しての役割

国および機関	請負者側	発注者側	第三者機関	備考
日本 国土交通省	請負者 ・出来高の報告	発注者 監督職員 ・出来高の確認 検査職員 ・出来高の検査		監督補助（現場技術員）としてコンサルタント等を雇用することがある。ただし、現場技術員は指示、承諾、協議および確認の権限は持たない
ドイツ 連邦交通建設住宅省	請負者 ・出来高の報告	発注者 監督職員 ・出来高の確認・検査		連邦交通建設住宅省では、監督職員としてコンサルタントを雇用することはほとんどない。州政府では、コンサルタントを雇用することがある
オランダ 運輸水利省 （公共事業水資源管理局）	請負者 ・出来高の報告	発注者 監督職員 ・出来高の確認・検査	CM ・出来高の確認	運輸水利省では、監督職員としてコンサルタントを雇用することは少ない。他の発注機関においては、コンサルタントをCMとして雇用する場合もある
イギリス ICE 契約	請負者 ・出来高の報告	発注者	エンジニア 出来高検測者（QS） ・出来高の確認・検査	エンジニア/QSは発注者職員であることも外部からの雇用であることもある。大きな発注機関では、その職員であることが多いが、契約上は発注者とは独立する

□：検査・支払に関する実質的判断者

6

設計変更・契約変更

わが国の工事では総価契約で実施されるために、設計変更には工法・仕様等の変更といった主に単価に影響を及ぼすために総額が変更になるものと、単価は変わらないが工事数量が変わるために総額が変更となるものの両方が含まれる。一方、調査各国の契約は単価契約であるのでこれら両者の違いをはっきり区別して理解する必要がある。

調査結果のうち、「設計変更のケースはあるが事前の検討が十分に行われるために大きな変更は少ない（イギリス OGC）」や「契約の初期に議論され途中で契約変更は基本的に行わない（ドイツ連邦交通建設住宅省）」は前者の工法・仕様等に関する単価に係わる変更であって契約変更を伴う。対象的に「設計変更はよく行われる（オランダ運輸水利省）」や「契約時点では工事の細部は決めず工事途中で詳細を決めるため、変更は付きもの（イギリス・レディング大学）」は、主に後者の工事数量に伴う変更であって常に契約変更を伴うとは限らない。

前者の単価が変更となり契約変更を伴う設計変更の場合は、「大きな変更の場合である（イギリス・レディング大学）」「交渉は長時間かかる（オランダ運輸水利省）」ものであり、契約変更が行われるまでは支払は行われず、「合意に至るまで作業は行われない（イギリス）」場合によっては工事が止まることがある（オランダ運輸水利省）。

一方、後者の単価変更がなく契約変更を伴わない数量変更のみの設計変更の手続きは比較的簡素であり、「コストも含め現場で話し合いにより変更が行われる（ドイツ連邦交通建設住宅省）」「変更は随時行うが週間会議で協議される（オランダ運輸水利省）」ものである。支払われる工事費総額が確定しないことに対しては、「契約金額に予備費的な金が盛り込まれている（イギリス・レディング大学）」や「予算オーバーが生じないように設計変更はプロジェクトの早い段階で行われる（オ

表 3 各国の日本の支払方法（前払40% + 完成時60%）に対する感想
3カ国・9機関への聞き取りによる

全般について
・日本の支払方法より、出来高に応じた部分払のほうが合理的と考える（受発注者とも多数）
・支払事務の効率化という観点から、日本の方法はシンプルで良い（少数）
・その国の甲乙関係に関する文化・慣習も踏まえた上で、支払方法を考えるべき
前払金について
・モノもできていないのに、あらかじめ支払を行うことに違和感を感じる（多数）
・もし請負者が途中で倒産した場合などに困るのではないが出来高に応じた部分払のほうが合理的と考える理由
・毎月出来高を確認し支払を行うことで、きちんと監督でき、品質にも好影響
・予算管理がしやすい
・完成時まで60%支払われない方法と比較して、キャッシュフローが良い（多数）
既済部分検査に関する事務負担について
・検査に必要な書類や写真の作成・整理、事務処理の負担はほとんど感じておらず、日本でも部分払に伴う作業量について懸念する必要はないと思う（受発注者とも多数）
・監督職員が日々出来形や品質を見ているのに、別の検査職員があらためて検査を行う必要はないと感じる

ランダ・デルフト工科大学）」等の工夫が行われている。

7

調査3カ国の日本の支払方法に対する感想

前払時に40%、完成時に60%の工事代金を支払うわが国の工事代金支払方法について、調査3カ国の9機関の面談者に対し説明し、得られた感想を表3に示す。支払事務の効率化という観点から、日本の方法はシンプルで良いとの意見も出たが、前払を行わず部分払による各国の工事代金支払制度の方が合理的であり長所が多いとの意見が大勢を占めた。

8

おわりに

今回欧州3カ国の公共工事代金の支払方法等の実態調査を通じて、契約方法、支払頻度や前払金の扱い、検査方法や現場監理体制等に関するわが国との相違を明らかにした。今後これらも踏まえ、わが国における公共工事調達システムをより一層効果的かつ効率的なものへとステップアップさせていくことが重要であると考えられる。

施工条件明示事項の 補足追加について

国土交通省大臣官房技術調査課建設コスト管理企画室コスト評価係長

とがわ かずひこ
外川 和彦

1

はじめに

土木工事は、現地屋外での工事が多く、また単品・受注生産方式であることから、工事現場の数々の制約条件（施工条件）を受けて実施され、工事施工の円滑化を図るためには、これらの施工条件を契約上明らかにしておくことがきわめて重要である。

国土交通省（旧建設省）では、現場説明時に施工条件等について説明を行い、これらを設計図書に明示することにより工事の施工および設計変更等の円滑化に資するため、昭和60年1月および平成3年1月に、施工条件の明示項目・範囲について共通的な事項をとりまとめ、全国的な指針として通知している。

このたび、平成3年以降の時間の経過を踏まえ、国土交通省直轄の土木工事を請負施工に付する場合における工事の設計図書に明示すべき施工条件について補足追加を行い、明示項目及び明示事項（案）をとりまとめ、平成14年3月28日に各地方整備局および北海道開発局に参考通知したところである。

2

対象工事

対象工事は、平成14年4月1日以降に入札する国土交通省直轄の土木工事としているが、公共土木工事を発注する他の機関においても同様の措置がとられるよう沖縄総合事務局および都道府県・政令都市にも参考送付している。

3

明示項目及び明示事項（案）

明示項目及び明示事項（案）の主な補足修正箇所は以下のとおりである。なお、排水工（汚水処理を含む）関係の明示事項については、公害関係の項目に統合され、残土・産業廃棄物関係については、建設副産物関係に明示項目名称を変更している（参考資料参照）。

(1) 工程関係

- ・他の工事による影響箇所、他の工事の内容（追加・修正）
- ・施工時期、施工時間および施工方法が制限される場合、制限される施工内容（追加・修正）
- ・協議に未成立のものがある場合、制約を受ける内容（追加・修正）
- ・埋蔵文化財の事前調査等（追加・修正）
- ・休日日数・作業不能日数（追加）

(2) 用地関係

- ・工事用地等に未処理がある場合、その場所、範囲（追加・修正）
- ・工事用地等の使用終了後における復旧内容（追加）
- ・工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等（追加）

(3) 公害関係

- ・排水工（汚水処理を含む）関係の記述を公害関係に統合（修正）
- ・水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間（追加）
- ・工事に伴う公害防止の例に「排出ガス」（追加）

- ・修正)
- ・環境対策型の建設機械を指定する場合は、その内容(追加・修正)
- ・事業損失が懸念される場合について(追加・修正)
 - (4) 安全対策関係
- ・交通誘導員、警戒船の配置指定(追加・修正)
- ・有毒ガスおよび酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容(追加)
 - (5) 工事用道路関係
- ・一般道路を搬入路として使用する場合、使用时间帯の制限(追加・修正)
 - (6) 仮設備関係
- ・仮設物を他の工事に引き渡す場合および引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等(追加・修正)
 - (7) 建設副産物関係
- ・残土・産業廃棄物関係から建設副産物関係に項目名称を変更(修正)
- ・建設発生土の仮置き場所、保管条件(追加・修正)
- ・建設副産物の現場内での再利用および減量化が必要な場合は、その内容(追加)
- ・再資源化処理施設または最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件(追加・修正)
 - (8) 工事支障物件等
- ・占用物件の有無、支障物件名、管理者、位置、工事方法(追加・修正)
- ・占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容および期間等(追加・修正)
 - (9) 薬液注入関係
- ・設計条件、注入圧(追加・修正)
- ・周辺環境への調査が必要な場合は、その内容(追加)
 - (10) その他
- ・工事用資機材の保管方法(追加・修正)
- ・工事現場発生品の再使用の有無、引き渡し場所等(追加・修正)
- ・関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容(追加)
- ・架設工法を指定する場合は、その施工方法および施工条件(追加)
- ・新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容(追加)
- ・部分使用を行う必要がある場合は、その箇所および使用時期(追加)
- ・給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等(追加)

4 明示方法等

施工に際して不確定要素の多い土木工事には、施工途中の設計変更がつきものであり、契約時の予定価格を厳正・適切に設定しても、設計変更条件が曖昧であっては費用負担上のリスクと紛争の発生要因を生むこととなる。また、これは対等であるべき双務契約の大前提を崩すことにもなりかねない。

設計変更の協議は、標準約款第18条に示されているように、本来設計図書に明示された施工条件に基づいて行われるべきものである。したがって、設計変更を円滑かつ適正に行うための条件整備として特に重要なことは、当初の発注において工事施工上の条件を明示しておくことである。それは、この明示条件をもとに設計変更が行われるからである。

明示方法としては、施工条件は工事契約上きわめて重要な事項であるため、契約書に定められている設計図書の中で明示することが必要である。

しかし、明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき甲・乙協議を実施し、適切な解決策を共同して作り出すことや現場説明時の質問回答のうち、施工条件に関するものは、質問回答書により文書化することがきわめて重要である。

5 おわりに

近年、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」や「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等が施行され、公共事業を取り巻く情勢が著しく変動する中、積算の持つ重要性があらためて注目を浴びている。その中でも施工条件明示と設計変更の的確な実施は重要な課題である。

建設工事は多様な自然的・社会的条件の下で行われるとともに、それらの条件が絶えず変化していることが大きな特徴である。このような条件下で適正な積算を実施するためには、発注に際しての施工条件明示と施工条件に変更があった場合の設計変更の的確な実施が不可欠である。

今後、多くの発注機関においてこれまで以上に施工条件明示と設計変更についての理解が深まり、工事の円滑な執行に資することが期待されている。

(参考：新旧対照表)

明示項目及び明示事項(案)

明示項目	旧明示事項	改訂明示事項
<p>工程関係</p>	<p>1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、他の工事の開始又は完了の時期。</p> <p>2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、特定される施工時期、施工時間及び施工方法</p> <p>3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、その協議内容及び成立見込み時期</p> <p>4. 他官庁等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、当該条件</p> <p>5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期</p> <p>6. 工事着手前に地下埋設物等の事前調査を必要とする場合は、その調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間</p>	<p>1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。</p> <p>2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法</p> <p>3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受け、内容及びその協議内容、成立見込み時期</p> <p>4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲</p> <p>5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期</p> <p>6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間</p> <p>7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数</p>
<p>用地関係</p>	<p>1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、処理の見込み時期</p> <p>2. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、等</p>	<p>1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期</p> <p>2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容</p> <p>3. 工事用仮設道路・資機材置き場の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</p> <p>4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</p>
<p>公害関係</p>	<p>1. 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵等)のため、施工方法、機械施設、作業時間等に制限がある場合は、その内容</p> <p>2. 工事の施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合は、家屋等の調査の方法、範囲等</p>	<p>1. 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容</p> <p>2. 水質、流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間</p> <p>3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容(処理施設、処理条件等)</p> <p>4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</p>

明示項目	旧明示事項	改訂明示事項
安全関係	<p>1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容</p> <p>2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容</p> <p>3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容</p> <p>4. 発破作業等の保安設備及び保安要員の配置を指定する場合は発破作業等に制限がある場合は、その内容</p>	<p>1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間</p> <p>2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容</p> <p>3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容</p> <p>4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保安設備、保安要員の配置を指定する場合は発破作業等に制限がある場合は、その内容</p> <p>5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容</p>
工用道路関係	<p>1. 一般道路を搬入路として使用する場合</p> <p>(1) 工用資機材等の搬入経路、使用期間等に制限がある場合は、その経路、期間等</p> <p>(2) 搬入路の使用及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容</p> <p>2. 仮道路を設置する場合</p> <p>(1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容・期間</p> <p>(2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）</p> <p>(3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容</p> <p>3. 工事のため、一般道路を占有する場合は、その期間及び範囲</p>	<p>1. 一般道路を搬入路として使用する場合</p> <p>(1) 工用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等</p> <p>(2) 搬入路の使用及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容</p> <p>2. 仮道路を設置する場合</p> <p>(1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容・期間</p> <p>(2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）</p> <p>(3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容</p>
仮設備関係	<p>1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を次年度にわたり使用する場合は他の工事に転用若しくは兼用する場合は、その内容・期間</p> <p>2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法</p> <p>3. 仮設備の設計条件を明示する場合は、その内容</p>	<p>1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等</p> <p>2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法</p> <p>3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容</p>
建設副産物関係	<p>1. 残土が発生する場合は、残土の受入場所、距離、時間等の処分条件</p> <p>2. 産業廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処分条件。なお、再生処理場又は最終処分場を指定する場合は、その場所、受入条件等</p>	<p>1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件</p> <p>2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容</p> <p>3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処分条件。</p> <p>なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件</p>

明 示 項 目	旧 明 示 事 項	改 訂 明 示 事 項
工事支障物件等	1. 地上，地下等に占有物件等の工事支障物が存在する場合は，その移設，撤去，防護等の方法，時期及び期間 2. 地上，地下等の占有物件工事と重複して施工する場合は，その内容	1. 地上，地下等への占有物件の有無及び占有物件等で工事支障物が存在する場合は，支障物件名，管理者，位置，移設時期，工事方法，防護等 2. 地上，地下等の占有物件工事と重複して施工する場合は，その工事内容及び期間等
排水工濁水処理	1. 濁水，湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は，その内容	
薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は，その工法区分，材料種類，施工範囲，削孔数量及び注入量等	1. 薬液注入を行う場合は，設計条件，工法区分，材料種類，施工範囲，削孔数量，削孔延長及び注入量，注入圧等 2. 周辺環境への影響が必要な場合は，その内容
そ の 他	1. 工事前資機材の保管及び仮置きが必要である場合は，その保管及び仮置き場所，期間，保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は，その品名，数量，現場内での使用の有無，納入場所等 3. 支給材料及び貸与品がある場合は，その品名，数量，品質，規格又は性能，引渡場所，引渡期間等 4. 工事前電力等を指定する場合は，その内容	1. 工事前資機材の保管及び仮置きが必要である場合は，その保管及び仮置き場所，期間，保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は，その品名，数量，現場内での再使用の有無，引き渡し場所等 3. 支給材料及び貸与品がある場合は，その品名，数量，品質，規格又は性能，引渡場所，引渡期間等 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5. 架設工法を指定する場合は，その施工方法及び施工条件 6. 工事前電力等を指定する場合は，その内容 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は，その内容 8. 部分使用を行う必要がある場合は，その箇所及び使用時期 9. 給水の必要のある場合は，取水箇所・方法等